学　第　３７４　号
令和８年 11 月 16 日

私立幼稚園を設置する学校法人理事長　様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る令和８年度事業の三次募集について（照会）

このことについて、文部科学省初等中等教育局幼児教育課から別添のとおり照会がありました。

つきましては、施設整備の計画があり、かつ、当該補助金の交付を希望する場合は、下記により必要書類を提出願います。

記

１　補助対象

学校法人が設置する私立幼稚園のうち当該幼稚園の施設整備

２　対象事業

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱に定められる以下の事業

・耐震補強工事、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化
・防犯対策工事
・特別防犯対策工事
・新築
・増築（定員増に伴う学級数増に伴う増築、31 人以上の学級定員を 30 人に引き下げることに伴い行う増築（※）、感染症対策に伴う増築）
※令和８年４月１日より、幼稚園設置基準を改正し、学級編制基準について、35 人から 30 人に引き下げ。
・改築（耐震性不足、耐力度点数不足、築年数経過、預かり保育事業等の実施に伴う改築）
・アスベスト等対策工事
・屋外教育環境整備（新増改築と原則同一年度に行われるものに限る）
・エコ改修事業
・内部改修工事
・バリアフリー化工事

３　提出書類

(1) 別紙「令和８年度事業計画一覧（三次募集)」
(2) 別紙様式２「私立幼稚園施設整備費補助金計算書」
※　メールによる提出とする。

４　提出期限

令和８年 11 月 20 日（金）17：00【必着】

５　その他

(1) 事業計画が無い場合、連絡等は不要であること。
(2) 提出書類の作成にあたっては、文部科学省依頼文書（令和８年 11 月 11 日付け事務連絡）及び私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱を熟読の上、作成すること。
(3) 事業計画書の提出については、文部科学省初等中等教育局幼児教育課による事業の選定の後、選

定された法人に対して別途通知すること。(ただし、選定をもって事業の採択が内定するわけではないこと。)

(4) 内定前の事業着手があった場合は、補助対象外となること。

担当：私学振興担当　半田
TEL：019-629-5042 ／ FAX：019-629-5049
Mail：AH0007@pref.iwate.jp